

東北地方太平洋沖地震災害の救援に関する決議（案）

平成23年3月11日に東北地方を中心とした国内観測史上最大となるマグニチュード9.0という巨大地震が発生した。

この東北地方太平洋沖地震は、その後も余震が頻発するとともに、最大10メートルを超える大津波が東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部を襲い、多くのとうとい人命と住宅などの貴重な財産や、水道、電気、ガスなどのライフラインと都市機能のほとんどを奪い去るなど、被害地域は東日本の広い範囲に及んでいる。さらに、福島第一・第二原子力発電所も大きな被害を受け、放射能洩れによる被曝被害も福島県のみならず日本全国に及ぶことが懸念されている。

しかし、激甚な被害状況から、いまだ被災地の人的、物的被害の把握は進んでおらず、犠牲となられた方々や行方不明となられている方々も膨大な人数に上っていると見られ、一刻も早い救助が待たれている。

このように緊急対策が求められる状況下にありながら、政府においては、被害者救助はもとより、食糧や医薬品、及び生活必需品などの支援物資搬入のための実効性ある対策が示されないまま1週間が過ぎ去り、被災者の生活は、ますます厳しい状態に陥っている。

横浜市では、避難を余儀なくされた方々の受け入れのため、たきがしら会館や被災地に近い横浜市少年自然の家赤城林間学園と市営住宅、市住宅供給公社の空き室を提供することとした。

よって、横浜市議会は、亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、被災者の方々に心からお見舞い申し上げ、さらなる被災者支援のため市公共施設の受け入れ拡充の体制整備などに全力で取り組むものである。

また、政府におかれては、地方が避難された方々を受け入れる際の補助金の交付や情報の正確迅速な開示を行い、国民の不安解消を図るとともに、被災者支援のための特別立法の制定など早急な予算を措置し、さらに原子力発電所の事故による被害の拡大防止など、今後の被害防止に実効ある措置を講ずるよう強く要望する。

以上、決議する。